



生命保険契約の契約者変更について ～個人の支出金額を中心として

おい なか のり ひさ
追 中 徳 久



1. はじめに

生命保険は、身近にあり、かつ、長い付き合いなのですが、わかったようでわからないことが多いです。何故かと自問自答してみると、商品内容が複雑化しているだけでなく、生命保険契約には保険者（＝保険会社）以外に、契約者、保険料負担者、被保険者、保険金受取人の4者が登場し、被保険者以外は変更可能なことが挙げられます。その内、契約者については、保険約款上、被保険者および保険者の同意を前提に変更が可能とされ、実際、しばしば変更されています。

その経理処理については概ね確定した考え方があるのですが、法人から個人に契約者変更した後、個人が保険金や解約返戻金を受け取った場合の一時所得の計算について、支出金額の考え方を変更したと思われる裁決事例が出ましたので紹介させていただきます。

2. 法人から個人に契約者変更した場合

- (1) 従来、一時所得の金額の計算上、保険金額や解約返戻金の額を収入金額とし、控除される支出金額は、法令・通達の文言から、契約者変更する前の保険料も含めて保険料総額が支出金額とされてきました（同趣旨：平成13年12月12日裁決、裁決事例集No.62）。

所得税法34条2項

一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。

所得税法施行令183条2項

生命保険契約等に基づく一時金の支払を受

ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

- 2 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。

所得税基本通達34－4（平成24年2月10日改正前）

令第183条第2項第2号又は第184条第2項第2号に規定する保険料又は掛金の総額には、その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金の額（これらの金額のうち、相続税法の規定により相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなされる一時金又は満期返戻金等に係る部分の金額を除く。）も含まれる。

平成13年12月12日裁決（裁決事例集No.62）

3. 判断

（前略）

- (イ) そこで、まず、本件保険料が本件解約返戻金に係る一時所得の金額の計算上、所得税法施行令第183条第2項第2号に規定する保険料総額に含まれるかどうかについて検討する。

A 一般に、使用者が契約者として保険料を払い込んだ生命保険契約等について、その生命保険契約等の契約者又は保険金受取人の名義を使用人等に変更することは、使用者が使用人等に対し、その保険契約上の契約者又は保険金受取人たる地位、すなわちその権利を付与することにほかならず、この権利は使用者が保険会社に対し保険料を支払ったことによって成立しているものであるから、権利の付与は、保険料の額を使用者から使用人等

が引き継いだとみることができる。

- B そうすると、使用人等が使用者から保険契約上の権利を取得した場合には、生命保険契約等に基づく一時金の支払を受ける者以外の者が支払った保険料であっても、所得税法施行令第183条第2項第2号に規定する保険料総額に含まれるものと解される。所得税基本通達34-4《生命保険契約等に基づく一時金又は損害保険契約等に基づく満期返戻金等に係る所得金額の計算上控除する保険料等》の定めは、この趣旨を明らかにしたものと認められる。

その後、いわゆる逆ハーフタックスプラン（契約者：法人 被保険者：役員または使用人 死亡保険金受取人：法人 満期保険金受取人：役員または使用人、とする養老保険で、法人税基本通達9-3-4に規定されていない契約形態）に関する最高裁判決に先立ち、平成23年6月に、以下の施行令改正が行われました。

所得税法施行令第183条4項（平成23年6月30日追加）

第1項及び第2項に規定する保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から次に掲げる金額を控除して計算するものとする。

- 3 事業を営む個人又は法人が当該個人のその事業に係る使用人又は当該法人の使用人（役員を含む。次条第3項第1号において同じ。）のために支出した当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金で当該個人のその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるもののうち、これらの使用人の給与所得に係る収入金額に含まれないものの額（前2号に掲げるものを除く。）

に該当するためには、それが当該収入を得た個人において自ら負担して支出したものといえる場合でなければならないとし、「収入を得る主体と支出をする主体が同一であることを前提」としました。その上で、会社が負担した保険料の一部（保険料経理部分）は、個人が「その収入を得るために支出した金額」に該当しない、と判示しました。

これを受け、以下の通達改正が行われました。

所得税基本通達34-4（平成24年2月10日改正後）

令第183条第2項第2号又は第184条第2項第2号に規定する保険料又は掛金の総額（令第143条第4項又は第184条第3項の規定の適用後のもの。）には、以下の保険料又は掛金の額が含まれる。

- (1) その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者が自ら支出した保険料又は掛金
- (2) 当該支払を受ける者以外の者が支出した保険料又は掛金であって、当該支払を受ける者が自ら負担して支出したものと認められるもの

- (注) 1 使用者が支出した保険料又は掛金で36-32により給与等として課税されなかったものの額は、上記(2)に含まれる。
- 2 相続税法の規定により相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなされる一時金又は満期返戻金等に係る部分の金額は、上記(2)に含まれない。

- (3) 上記最高裁判決は、契約者変更による事例でなかったため、法人から個人に契約者変更した後、個人が保険金や解約返戻金を受け取った場合に控除できる支出金額はどうなるのか、従来どおり、法人が負担した保険料も含めて支出金額とすることができるのか、はっきりしませんでした。

そのような中、平成26年から平成27年にかけて、契約者を法人から個人に変更した場合の複数の裁決事例が公表されたので、行政文書の開示請求をして、その内容を検討してみました。

- (2) そして、平成24年1月13日および平成24年1月16日の最高裁判所の判決は「所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」

3. 平成27年4月21日裁決 (裁決事例集 No.99)

(1) 事案の概要

本件は、複数の法人の代表取締役である審査請求人(以下「請求人」という。)が、当該各法人から契約上の地位を譲り受けた各生命保険契約を解約したことにより受領した解約払戻金に係る所得について申告せず、他の所得のみを申告したところ、原処分庁が、当該解約払戻金に係る一時所得の金額が生じるとして、所得税の更正処分等を行ったのに対し、請求人が、当該各法人が支払った保険料を含む当該各生命保険契約に係る保険料の総額を一時所得の金額の計算上控除すべきであり、そうすると当該解約払戻金に係る一時所得の金額は生じないとして、当該更正処分等の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 争点

本件解約払戻金に係る一時所得の金額の計算上、本件法人支払保険料の額を控除することができるか否か。

(3) 判断

イ 法令解釈

(前略) 一時所得についてその所得金額の計算方法を定めた同法第34条第2項もまた、一時所得に係る収入を得た個人の担税力に応じた課税を図る趣旨のものであり、同項が「その収入を得るために支出した金額」を一時所得の金額の計算上控除としたのは、一時所得に係る収入のうちこのような支出額に相当する部分が上記個人の担税力を増加させるものではないことを考慮したものと解されるから、ここにいう「支出した金額」とは、一時所得に係る収入を得た個人が自ら負担して支出したものといえる金額をいうと解するのが上記の趣旨にかなうものである。また、同項の「その収入を得るために支出した金額」という文言も、収入を得る主体と支出をする主体が同一であることを前提としたものというべきである。

したがって、一時所得に係る支出が所得税法第34条第2項にいう「その収入を得るために支出した金額」に該当するためには、それ

が当該収入を得た個人において自ら負担して支出したものといえる場合でなければならないと解するのが相当である。

なお、所得税法施行令(注：平成23年6月改正前施行令)第183条第2項第2号についても、以上の理解と整合的に解釈されるべきものであり、同号が一時所得の金額の計算において支出した金額に算入すると定める「保険料…の総額」とは、保険金の支払を受けた者が自ら負担して支出したものといえる金額をいうと解すべきであって、同号が、このようにいえない保険料まで上記金額に算入し得る旨を定めたものということとはできない。所得税基本通達34-4(注：平成24年改正前通達)も、以上の解釈を妨げるものではない。[以上につき、最高裁平成24年1月13日第二小法廷判決・民集66巻1号1頁]

ロ 当てはめ

本件法人支払保険料は、本件各保険契約に係る契約者である本件各社が、その名義により本件保険会社に対して支払った保険料であり、本件各社においては、その支払保険料の全額が保険料として損金処理されていることが認められることは、上記のとおりであるから、請求人が本件解約払戻金を得るために自ら負担して支出したものとはいえず、本件解約払戻金に係る一時所得の金額の計算上、これを控除することはできない。

ハ 本件更正処分について

(前略) ①本件譲受対価の額及び本件請求人支払保険料の額の合計額を所得税法第34条第2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」として控除すべきものと認められるので、(中略) 本件更正処分は適法である。

4. 評価

この裁決事例を踏まえると、生命保険契約を法人から個人に契約者変更する場合で、その後一時金を受け取ったときに控除できる個人の支出金額は、個人が法人に支払った解約返戻金の額とその後個人で支払った保険料の合計額で決着したと思われます。しかし、平成27年4月から1年間で、同趣旨の裁決要旨が本件も含め全国で14件も公

表されており、いかにこの取扱いに納得いかない納税者が多かったかがうかがわれます。

5. おわりに

上記結論は、法人から個人へ低い価額で契約者変更が行われたにしても、個人に係る支出金額が、その低い価額である契約変更時の解約返戻金の額と、その後個人が支払った保険料の合計額ならば、結果としては妥当だと思われます。

しかし、法令・通達の条文を読んだだけでは、上記裁判結果が素直に導けません。租税要件明確主

義の観点からは、外部拘束性がないにしても、通達をより明確に改正することが望ましいと思われます。

また、この問題は、支払調書を平成30年1月1日以降から改善するにしても、支払調書の記載内容が現実の必要性に追いついていないことに基因します。今後の「一時金の支払調書」に、直前の保険契約者等が法人の場合には、備考欄等に、直前の保険契約者の契約者変更した時点での解約返戻金の額を記載するなどして、保険料負担の実態をより透明化することが望ましいと思われます。

(まとめ) 一時所得の金額に係る「支出した金額」

次の金額が、「支出した金額」として総収入金額より控除される。

当初の契約者(=保険料負担者)	ケース	契約者変更時点での課税(受取人も本人に変更)	一時金受取人	控除する支出金額は?
個人 A	契約者変更なし	—	個人 A	保険料の総額を控除
	生存のまま個人 B に契約者変更	課税なし	個人 B	B 支出保険料を控除。(A 支出保険料は、控除できない。所基通 34-4 注)
	契約者死亡により個人 B に契約者変更	「生命保険契約の権利」は、本来の相続財産として相続税課税	個人 B	保険料の総額を控除 相基通 3-36、所基通 34-4 ～相続の際の相続税の課税～
	保険料負担者でない契約者死亡により個人 B に契約者変更 (注) 契約者には、契約を承継した者を含む。相基通 3-37	「生命保険契約の権利」は、みなし相続財産として相続税課税	個人 B	保険料の総額を控除(みなされた時以後は、B が自ら保険料を負担したものと同様に取扱う。) 相基通 3-35、3-36 ～相続の際の相続税の課税～
法人	契約者は法人のまま(受取人は個人) ⇒保険料は給与扱で、契約者変更なしの前提	—	個人	給与扱になったもののみのみ控除。所基通 34-4(2)(損金算入分は、控除できない。所令 183④) ～保険料負担の段階での給与課税～
	個人に契約者変更(無償)	「生命保険契約の権利」は、給与扱又は退職金扱として所得税などの課税	個人	変更時に課税された解約返戻金額と変更時以後に個人の支出した保険料額の合計額を控除
	個人に契約者変更(有償)	「生命保険契約の権利」の譲渡が適正な対価であれば、課税なし	個人	有償譲渡された解約返戻金額と変更時以後に個人の支出した保険料額の合計額を控除

(ご参考)

平成30年1月1日以後に契約者変更があった契約の一時金支払い時に発行される支払調書

所得税法施行規則 別表第五(十一)

(新) 平成30年分 生命保険金等の一時金の支払調書

保険金等受取人	住所 (居所) 又は 所在地	東京都中央区日本橋茅場町1－1	氏名又は名称	東京 花子
			個人番号又は法人番号	123456789123
保険契約者等 (又は保険料等払込人)		東京都中央区日本橋茅場町1－1	氏名又は名称	東京 太郎
			個人番号又は法人番号	012345678912
被 保 険 者		東京都中央区日本橋茅場町1－1	氏名又は名称	東京 太郎
直前の保険契約者等	東京都中央区日本橋茅場町1－1	東京 花子		
保険金額等	増加又は割増保険金額等		未払利益配当金等	貸付金額、同未収利益
千 円 5 000 000	千 円		千 円 100 000	千 円
未払込保険料等	前納保険料等払戻金		差引支払保険金額等	既払込保険料等
千 円	千 円		千 円 5 100 000	3 000千000円 (内 500 000)
保険事故等	満期	保険事故等の発生年月日	平成30年3月3日	
保険等の種類	養老			
契約者変更の回数	1	保険金等の支払年月日	平成30年3月6日	
保険会社等	所在地	大阪市中央区今橋1丁目1番1号		
	所在地	日本橋生命保険相互会社	法人番号	3120005007273

所得税法施行規則 別表第五(十一)

(記入例)

契約者：東京花子(当初) 保険料250万円支払

被保険者：東京太郎

保険金等受取人：東京花子

契約者を東京太郎に変更 保険料50万円支払
(合計保険料300万円支払)

(注意)

1. 平成30年1月1日以後の契約者変更の回数とする
2. 平成30年1月1日をまたぐ契約者については、記載不要とする。

平成30年1月1日以後の死亡による契約者変更について発行される調書（新設）

（新） 保険契約者等の異動に関する調書

新保険契約者等	住所	東京都中央区日本橋茅場町1-1	氏名 又は 名称	東京 太郎
死亡した保険契約者等	(居所) 又は	東京都中央区日本橋茅場町1-1		東京 花子
被 保 険 者 等	所在地	東京都中央区日本橋茅場町1-1		東京 太郎
解約払戻金相当額		既払込保険料等の総額		死亡した保険契約者等の 払込保険料等
2 300 000円		2 500 000円		2 500 000
評価日 ① 保険契約者等の死亡日 2 契約者変更の効力発生日		保険契約者等 平成30年3月3日 の死亡日		(摘要) (平成30年4月15日提出)
保険等の種類	養老	契約者変更の 効力発生日 年 月 日		
保険会社等	所在地	大阪市中央区今橋1丁目1番1号		
	所在地	日本橋生命保険相互会社	法人番号	3120005007273

相続税法施行規則 第八号書式

（記入例）

契約者：東京花子（当初） 保険料250万円支払

被保険者：東京太郎

保険金等受取人：東京花子

東京花子死亡により東京太郎が新契約者、保険金等受取人になる

解約返戻金相当額 230万円

（注意）

死亡した契約者の既払込保険料につき、平成30年1月1日をまたぐ契約者については、記載不要とする。